

日本標準産業分類第13回改定時の答申での課題

No	通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	担当回	主担当省庁	対応状況及び今後の検討予定
1	A-1	-	-	-	一般原則	「一般原則」:分類基準の妥当性の検討		総務省(事務局)	これまでの経緯や国際標準産業分類の記載内容を参考にしながら、「一般原則 第3項 分類の基準」(1)、(2)は供給側の視点により、また、最後の(3)は需要側の視点から、それぞれに必要な修正を加えて基準を記載し、概ね了承された。
2	A-2	-	I他	I他	項目名	「無店舗小売業」及び「管理,補助的経済活動を行う事業所」:経済センサス(活動調査)における問題点の把握・検証 「無店舗小売業」(ネット販売):見直しの必要性の検討	第3回 第8回	総務省(事務局) 経済産業省	<p>●「無店舗小売業」について 第3回産業分類検討チームにおいて、H28経済センサス-活動調査等のデータを用いて議論された結果を踏まえた理由は以下のとおりである。 「無店舗小売業」(インターネット販売)の見直しの必要性について検討したところ、当該分類におけるインターネット販売の構成比等は把握できている。 また、「無店舗小売業」の実査上の問題の有無等については、当該分類に関して分類の判断の際の疑義件数と訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題はなかった。 他方、現行の産業分類では、インターネット販売と実店舗販売を兼業している事業者を把握できないため、どのような分類にすれば産業構造を的確に把握できるかという課題がある。 このような状況を考慮し、中分類「60 無店舗小売業」について今回の改定において変更は行わないが、今後の国際分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、日本標準産業分類第15回改定時の課題として検討することも考えられる。</p> <p>●「管理,補助的経済活動を行う事業所」について 第3回産業分類検討チームにおいて、H28経済センサス-活動調査のデータを用いて実査上の問題点の有無の把握を行ったところ、当該分類に関して分類の判断の際の疑義件数と訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題はなかった。 他方、現行の補助的経済活動は、範囲が国際基準よりも狭く、その範囲に限定している理由が明確になっていない。また、各中分類に分類項目を設定している点においても、国際基準と異なっている。 国際基準との整合の観点も含め、補助的経済活動と管理的活動の両方の検討を日本標準産業分類第15回改定時の課題とする。</p>
4	A-3	-	I	I	項目名	「調剤薬局」:分類項目名についての検討	第8回	経済産業省 厚生労働省	根拠法である薬機法の一部改正を踏まえ、細分類6033の名称を「調剤薬局」から「薬局」に修正することとなった。
5	A-4	-	H, R	9299他	新設	「レッカー車業」:細分類項目新設の適否、上位分類の妥当性を含め検討	第5回 第7回 第8回	【主担当省庁】 国土交通省 【関係省庁】 総務省(事務局) 経済産業省 [警察庁]	レッカー事業者は、道路上の事故車・故障車等を除去し、高速道路や一般道路の交通の円滑化を図る上で欠かすことのできない公共的・社会的役割を担っており、重要な産業であること、また、事業者数、従業者数ともに、上位分類である「小分類489 その他の運輸に付随するサービス業」の10%を超えており、量的基準を満たしており、さらに、国際標準産業分類(ISIC)も参考にして、大分類Hに細分類「4892 レッカー・ロードサービス業」として新設することとなった。

注：上記A-2は、当初A-2、A-3となっていた2つの案件を1つにまとめたもの。